

## 第八管区海上保安本部公示第64号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年10月26日

第八管区海上保安本部長

筒井 直樹（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 福井県福井土木事務所
- （2）住所 福井県福井市城東4丁目28-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 福井県福井市大丹生町（別添付図参照）
- （2）期間 令和5年11月1日から令和6年4月30日まで

### 3 水路測量の実施方法

GNS Sによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第64号 関連付図



0.4km  
0.2nm